東日本大震災復興交付金基金交付要綱（国土交通省）

平成２４年　１月１６日　制　　定
平成３０年　３月３０日　最終改正

（通則）

第１条

東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号。以下「法」という。）第７８条第３項に規定する復興交付金のうち国土交通省所管事業に係るもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成２４年１月６日付け、府復第３号・２３文科政５４号・厚生労働省発会０１０６第３号・２３予６３３号・国官会第２３５７号・環境政発第１２０１０６００２号通知。以下「制度要綱」という。）第８に規定する基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）に対して交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域施行令（平成２３年政令第４０９号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成２３年内閣府令第６９号。）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・建設省令第９号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第２条

交付金は、法第７７条第１項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という）に基づく法第７８条第１項に規定する復興交付金事業等のうち国土交通省所管事業に係るもの（復興交付金基金を造成して実施する事業等に限る。以下「復興交付金事業等」という。）を実施するため、法第７７条第１項に規定する特定市町村又は同項に規定する特定都道県（以下「特定地方公共団体」という。）に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

第３条
　交付金は、特定地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付期間）
第４条
　交付金を交付する期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

（交付対象事業）
第５条
　交付金は、基金造成事業を交付の対象とする。

（復興交付金事業等）
第６条
　復興交付金事業等は、制度要綱第２の１に規定する基幹事業のうち制度要綱別表Ｄ－１からＤ－２３までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）及び制度要綱第２の２に規定する効果促進事業等（以下単に「効果促進事業等」という。）とし、復興交付金事業等の細目については附属第Ⅱ編に定める「復興交付金事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

（交付額）
第７条
１　国土交通大臣は、制度要綱第５により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱第４により特定地方公共団体に通知された交付可能額以内で、復興交付金事業計画に掲げる復興交付金事業等に要する費用を特定地方公共団体に交付する。

２　交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、特定地方公共団体ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

国土交通省交付限度額　＝　（Ｘ　＋　Ｙ）

　ここで、Ｘ、Ｙは、それぞれ
Ｘ：基幹事業に係る当該年度の取り崩し額算定の基礎額の合計額

Ｙ：効果促進事業等に係る当該年度の取り崩し額算定の基礎額の合計額
であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる復興交付金事業等ごとの取り崩し額算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅱ編に定める「復興交付金事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^{m} \left(Ai \times \alpha i + \frac{Ai - Ai\alpha i - ai}{2} \right)$$

Ａｉ：事業ｉの当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）
αｉ：事業ｉに係る基本充当率
ａｉ：事業ｉの当該年度の事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額
ｍ：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^{n} Bj \times \beta j$$

Ｂｊ：事業ｊの当該年度の事業費
βｊ：事業ｊに係る充当率（８／１０）
ｎ：事業の数

（交付申請等）

第８条

１　交付金の交付の申請は、特定地方公共団体の長が交付申請書を、制度要綱第４の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。

２　特定地方公共団体の長は、復興交付金事業等のうち当該特定地方公共団体が実施するものに係る基金造成事業について交付申請を行うものとする。

（変更申請）

第９条

特定地方公共団体の長は交付金の交付の決定を受けた後の事情により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、変更に係る申請書を内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第１０条

国土交通大臣は、第８条に規定する交付申請又は前条に規定する変更に係る申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を内閣総理大臣を経由して、特定地方公共団体の長に送付するものとする。

（交付の条件）

第１１条

交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一　特定地方公共団体は、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成２４年１月１３日付け、府復第４号・２３文科政５６号・厚生労働省発会０１０６第４号・２３予６３４号・国官会第２３５８号・環境政発第１２０１０６００１号通知）に従わなければならない。

二　特定地方公共団体は、附属第Ｉ編に定める東日本大震災復興交付金基金事業実施要領に従わなければならない。

三　その他国土交通大臣が特に必要として定めるところに従わなければならない。

（申請の取下げ）

第１２条

特定地方公共団体の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して３０日以内に、その旨を書面で、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に申し出なければならない。

（実績報告書）

第１３条

特定地方公共団体の長は、基金造成事業を完了したときは、完了の日から起算して一ヶ月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書を、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第１４条

１　国土交通大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定して、交付額確定通知書により、内閣総理大臣を経由して、特定地方公共団体の長に通知するものとする。

２　国土交通大臣は、特定地方公共団体の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、基金造成事業に要した経費を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、特定地方公共団体が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、特定地方公共団体の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から９０日以内で国土交通大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第１５条

１　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一　特定地方公共団体が、適化法、適化法施行令その他の法令、制度要綱又はこの要綱の規定に違反したことにより国土交通大臣から是正のための指示を受け、その指示に従わない場合

二　特定地方公共団体が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

三　特定地方公共団体が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

２　国土交通大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項に基づく交付金の返還については、前条第３項の規定を準用する。

（指導監督交付金）

第１６条

国は、特定都道県知事が行う特定市町村に対する指導監督事務に要する費用として、特定都道県に対し指導監督交付金を交付することができる。

（交付金の経理）

第１７条

特定地方公共団体及び指導監督交付金の交付を受けた特定都道県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後５年間保存しなければならない。

（監督等）

第１８条

１　国土交通大臣は特定地方公共団体に対し、その施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

２　国土交通大臣は特定地方公共団体に対し、その施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第１９条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２４年１月１６日から施行する。

附　則　（平成２４年５月２５日付け国官会第４５２号）
（施行期日）
この要綱は、平成２４年５月２５日から施行する。

附　則　（平成２４年８月２４日付け国官会第１１１０号）
（施行期日）
この要綱は、平成２４年８月２４日から施行する。

附　則　（平成２４年１１月３０日付け国官会第２１４３号）
（施行期日）
１　この要綱は、平成２４年１１月３０日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際現に附属第Ⅱ編２１の３．の１に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類を提出し、又はしようとする交付金事業者は、この要綱の施行の日から３０日間は、この要綱の規定にかかわらず、当該手続を従前の例により行うことができるものとする。
３　この要綱による改正前の附属第Ⅲ編２１の３．の１に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳の協議は、この要綱による改正後の附属第Ⅱ編２１の３．の１に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類の提出の手続とみなす。

附　則　（平成２５年３月８日付け国官会第３１７７号）
（施行期日）
この要綱は、平成２５年３月８日から施行する。

附　則　（平成２６年２月６日付け国官会第２５８５号）
（施行期日）
この要綱は、平成２６年２月６日から施行する。

附　則　（平成２６年３月２８日付け国官会第３２１７号）
（施行期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則　（平成２６年６月３０日付け国官会第６０７号）
（施行期日）
　この要綱は、平成２６年６月３０日から施行する。

附　則　（平成２７年４月９日付け国官会第１０８号）
（施行期日）
　この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。

附　則　（平成２８年４月１日付け国官会第２９号）
（施行期日）
　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成２８年７月１日付け国官会第７７７号）
（施行期日）
　この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則　（平成２９年３月３１付け国官会第４３７９号）
（施行期日）
　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月３０付け国官会第５５号）
（施行期日）
　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。